

商品概要説明書

子育て応援定期貯金

(2026 年 4 月 20 日現在)

1. 商品名 (愛 称)	○スーパー定期 (単利型) (愛称: 子育て応援定期貯金)
2. 販売対象	○満0歳～満18歳以下の個人で、同一世帯において当 J A で定期契約者の児童手当の振込をご指定いただいている方 ○満0歳～満18歳以下の個人で、同一世帯において当 J A で給与振込をご指定いただいている方 ※上記条件のいずれかに該当した場合は契約出来ます。定期契約者はお子様に限ります。
3. 取扱期間	○2026 年 4 月 20 日 (月) ～2027 年 3 月 31 日 (水)
4. 期 間	○定型方式…1 年 (自動継続)
5. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位 (4) 条 件	○一括預入 ○5 万円以上 5 0 0 万円以下 契約者一人あたり最高 5 0 0 万円まで ○1 万円単位 ○定期専用通帳に限る
6. 払戻方法	○満期日以後に一括して払い戻します。
7. 継続方法	○元金継続 (利息取扱方法: 口座振込)
8. 利 息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税 金 (5) 金利情報の 入手方法	○預入時の店頭表示利回りに 0. 0 2 5 % を上乗せした金利を満期日まで適用します。 ※上乗せ利率につきましては、変更する場合がございます。 ○満期日以後に一括して支払います。 ○付利単位を 1 円として 1 年を 3 6 5 日とする日割計算となります。 ○20. 315% (国税 15. 315%、地方税 5%) ※の分離課税となります。 ※2037 年 12 月 31 日までの適用となります。 ○金利は店頭に表示しています。
9. 手数料	_____
10. 付加できる 特約事項	○マル優 (障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」) の取扱いができません。
11. 中途解約時 の取扱い	○満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率 (小数点第 4 位以下切捨て) により計算した利息とともに払い戻します。 A. 6 か月未満 …………… 解約日における普通貯金利率 B. 6 か月以上 1 年未満 …… 約定利率 × 50%
12. 貯金保険制度	○保護対象

(公的制度)	当該貯金は当ＪＡの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第５１条の２に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という３条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本１，０００万円とその利息が貯金保険により保護されます。
13. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当ＪＡ本支店またはリスク管理課（電話：０５４－２８８－８４１６）にお申し出ください。 当ＪＡでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、ＪＡバンク相談所（電話：０３－６８３７－１３５９）でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当ＪＡリスク管理課またはＪＡバンク相談所にお申し出ください。 静岡県弁護士会あっせん・仲裁センター（ＪＡバンク相談所を通じてのご利用となります。上記ＪＡバンク相談所にお申し出ください。）
14. その他参考となる事項	○取扱期間内でも、諸事情により条件の変更または商品の販売を終了させていただきます。 ○上乗せ金利は原則自動継続後も適用されますが、契約者が満１９歳になった場合は、自動継続が中断され金利の上乗せも終了します。継続時において本商品の取扱いが終了している場合は、継続時における「スーパー定期（１年もの）」の店頭表示金利を適用します。 ○期間の途中で児童手当または給与のお振込みが中止等となった場合や相続が開始した場合は、次回満期日より、継続が中止となります。 ○満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

ＪＡ静岡市